

令和7年3月10日（月）午前9時30分より、3月の大刀洗町農業委員会総会をドリームセンター2階 展示ホールにて開催した。

議題

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号	農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第5号	あっせん申し出について
議案第6号	農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第7号	農地利用集積等促進計画（案）（6月分）について
議案第8号	令和7年度最適化活動の目標の設定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号	農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について
報告第3号	農地改良行為届について
その他	地域計画について

次回農業委員会開催期日 （予定）令和7年4月10日（木） 午後14時30分より

【出席委員】

1番	平田和昭	2番	平城寿永	3番	棚町泰	4番	中原信介
5番	辻広幸	6番	成富敬子	7番	原稔	8番	中山忠文
10番	大石功一	11番	柳繁彰				
12番	秋吉良一	13番	重松栄一	14番	平田雅治		
16番	青木照	17番	棚町和徳	18番	中野浩行	19番	高木晋介

【欠席委員】 9番 白石季丈 15番 平田 秀樹

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は14番、16番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名14番、16番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

議案第6号 農地利用集積計画（案）（6月分）について

議案第7号 農地利用集積等促進計画（案）（6月分）について

議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について

報告第3号 農地改良行為届について

その他 地域計画について

議長 柳 それでは、議案第1号の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は事業用の車両置場になります。

申請地は、農地の広がりのあるところで第1種農地判断となります。雨水は自然浸透し、給水なし、汚水雑排水は発生しません。造成等を行わないので被害防除措置はありません。また、土地は所有者から贈与される予定のため、経費はかかりません。約20年前から車両置場として使用してしまっているため、始末書を提出していただいています。

議長 柳 説明が終わりました。議案第2号も同じようなので、一括で採決を採ります。議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は事業用駐車場になります。

議案第1号の申請地の西側にある自己所有農地の一部を転用される計画になります。こちらも農地の広がりのあるところで第1種農地判断となります。雨水は自然浸透し、給水なし、汚水雑排水は発生しません。造成等を行わないので被害防除措置は特になく、経費もかかりません。同じく始末書を提出していただいています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 原委員 特にありません。

12番 秋吉委員 議案1と2の申請者が違うのはなぜですか。

事務局 辻 申請人は●●業を営んであって、自己所有地（議案第2号）の方は先代の時にしてしまっていたので先代が。今は息子さんに代が変わっているので議案第1号の方は息子さんが申請者になっています。

6番 成富委員 4条の方は、地目は畑のまま変えないのですか。

事務局 辻 所有権移転を伴わないので、今回は分筆をせず、地目はそのままにするようです。県に確認しましたが、自分で使う場合は分筆が必要というわけではないようです。

議長 柳 それでは申請人の方に来ていただいているので、話を聞きましょう。

申請人入室

議長 柳 お越しいただきありがとうございます。農地を別の目的で使う場合は申請しなければならぬと農地法で決まっています。今回はお父様（先代）が知らずにしてしまったということですね。

申請人 はい、そのとおりです。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

7番 原委員 いえ、問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採りますので申請者は一度退出をお願いします。

申請人退出

議長 柳 それでは、議案第1号・2号について許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆1, 508㎡の売買で7, 540, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

18番 中野委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆3, 380㎡、畑1筆1, 590㎡の売買で3, 000, 000円です。申請者は耕作面積0となっていますが、農事組合法人●●の構成員で、耕作されています。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 中山委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆802㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 大石委員 昔本家から購入した農地を本家に戻すようです。問題ありません。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第3号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑3筆1,143㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 大石委員 問題ありません。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

10番 大石委員 周りは雑草が生えて遊休農地になっているので、申請地もそうならないよう、草刈り等の管理をしっかりとるよう言ってください。

議長 柳 続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆596㎡の売買で200,000円です。

2番については田3筆7,139㎡、畑1筆126㎡の売買で4,994,144円です。

3番については畑1筆260㎡の売買で90,000円です。

4番については田1筆1,983㎡の売買で1,234,701円です。

5番については田1筆2,356㎡の売買で1,749,160円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読>

事務局 辻 山隈・上高橋・本郷・春日で2反以上の買入・借入希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は平田委員と辻委員、応援で平城委員お願いします。

<議案第6号 農地利用集積計画（案）（6月分）について>

議長 柳 利用権設定についてはたくさんありますので、自分の担当の所を確認してください。
事前に申請書を確認して印鑑を押したはずなので大丈夫と思いますが、利用権設定に申請通り許可することに賛成の方、挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成です。

<議案第7号 農地利用集積等促進計画(案)(6月分)について>

議長 柳 こちらでも自分の担当の所を確認してください。今後、相対の利用権が無くなり、すべて中間管理機構が間に入るようになります。申請通り許可することに賛成の方、挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成です。

<事務局 議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定についての説明>

事務局 辻 1つ目の農地の集積率ですが、現状が69.1%となっています。農事組合法人や認定農業者を中心に集積を図る必要があるが、受け手側も高齢化・人員の不足等の課題があり、集積が進まず、担い手以外の農家も多く、集積に限界があることが課題となっています。集積率について、令和10年度までに80%を達成することを目標としなければなりません。福岡県と大刀洗町の総合計画でも同じ目標とされています。その達成を目指すために7年度は33haを新規で集積する必要があります。

2つ目は遊休農地の解消で、現状の面積が12.5haのうち緑区分が5.3ha、黄区分が7.2haとなっています。圃場整備事業(基盤整備)を実施していない農地や河川沿い等の農地が耕作放棄地になっているケースが多く、特に、耕作条件が悪い農地は借り手や買い手も見つからず、長年解消できずにいます。緑区分は3年度の5分の1の解消が目標となるので、1.3haの解消を目標とし、黄区分は集团的に黄区分となっている遊休農地から優先的に解消に取り組むことを目標としています。

3つ目が新規参入ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得る必要があります。権利移動面積から計算された18.1haの確保が目標となっています。また、最適化活動の目標日数としては月8日となっており、活動強化月間は8月、12月、3月としております。

最後に、新規参入相談会へ1回参加することを目標としています。現在、役場農政課の職員と普及指導センター職員で対応をしていますが、その場に担当地区の農業委員も加わり助言等できたらと考えています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

4番 中原委員 新規参入者へは、この地区でしてほしい等頼むことはできるんですか。

事務局 辻 認定新規参入者の相談が多く、その方たちは、ある程度農地面積を確保する必要があるのですが、この地区に空いている農地があるということをご案内できると思います。

8番 中山委員 1号遊休農地とありますが、何号まであるんですか。

事務局 辻 2号までです。2号はいよいよ農地へ戻せない所で、非農地判断を考えなくてはいけないと思います。大刀洗町では1号しか扱っていませんでした。

5番 辻委員 遊休農地の緑区分・黄色区分は役場が決めているんですか。

事務局 辻 そうですね、簡単に言うと、雑草だけの所を緑、木が生えている所を黄色と判断しています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。目標の設定に賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について説明>

事務局 辻 200㎡までの農業用施設用地は転用不要となっており、届出だけするようになっています。先月の総会で、農地の一部を農作業用の駐車場にしたいという案件があったのですが、その件です。

<事務局 報告第3号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 126㎡の畑を30cm切土する改良行為の届出です。1,000㎡以下の農地改良で、工事期間が3ヶ月以内、高さが変わるのが1m以内であれば許可不要で届出だけでいいというものです。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。